

Ⅷ 口座振替のご案内（口座振替の申込みがお済みでない方へ）

個人事業税はかんたん便利な口座振替で！

※ 今回お送りしました納税通知書については、お近くの金融機関等で納めていただくようお願いします。

1 申込方法

銀行・信用金庫等（ゆうちょ銀行・郵便局を除く）の口座から振替をご希望の場合
同封のはがき（個人事業税口座振替依頼書）の赤線枠内に必要事項をすべて記入し、銀行届出印を1箇所押印のうえ、マスクシールを貼ってそのままポストへ投函してください。

※茨城県の指定金融機関又は収納代理金融機関に限ります。詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/topics/kofuri.html>

ゆうちょ銀行・郵便局の口座から振替をご希望の場合

貯金通帳とゆうちょ銀行・郵便局の届出印をご用意のうえ、茨城県内のゆうちょ銀行・郵便局窓口でお申し込みください。茨城県外にお住まいの方は、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

※同封のはがきではお手続きいただけません。ご了承ください。

2 振替日 納税通知書に記載されている納期限の日に振替いたします。

ご指定の預金口座の残高不足に、ご注意ください。

3 申し込まれる際の注意

口座振替ができるようになるまで、お申し込みから約2か月かかります。

・2期分の納付書がお手元に届いている場合は、申し込み後、口座振替の手続きが完了しているかを管轄の県税事務所へお問い合わせください。

二重納付・納付忘れにご注意ください。

令和6年度より、納付済通知書は廃止となりましたので、ご了承ください。

4 その他ご不明な点等については、最寄りの県税事務所にお問合せいただくか、または、茨城県総務部税務課のホームページをご覧ください。

事務所名	所在地	電話番号
水戸県税事務所	水戸市柵町1-3-1	029-221-4800
常陸太田県税事務所	常陸太田市山下町4-1-19	0294-80-3311
常陸太田県税事務所 高萩支所	高萩市春日町3-1	0293-22-2019
行方県税事務所	行方市麻生1-7-00-6	0299-72-0483
土浦県税事務所	土浦市真鍋5-1-7-26	029-822-7212
土浦県税事務所 稲敷支所	稲敷市江戸崎甲5-4-1	029-892-6111
筑西県税事務所	筑西市二木成6-1-5	0296-24-9192
筑西県税事務所 境支所	猿島郡境町長井戸3-2-0	0280-87-1120

○ホームページアドレス

<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>

事業を営んでいる方へ（個人事業税の概要）

I 個人事業税とは

個人事業税は、個人が事業を行う際に利用する道路などの公共施設や各種の公共サービスに必要な経費の一部を負担していただくものです。原則として、税務署等に提出された確定申告書等の内容を基に課税されます。

II 納税義務者

県内に事務所または事業所があり、法律に定められた次の表に掲げる事業を行っている方が納めます。

区 分	事 業 の 種 類				税 率
第一種事業(37業種)	物 品 販 売 業	運 送 取 扱 業	料 理 店 業	遊 技 場 業	5 %
	保 険 業	船 舶 定 係 場 業	飲 食 店 業	遊 覧 所 業	
	金 銭 貸 付 業	倉 庫 業	周 旋 業	商 品 取 引 業	
	物 品 貸 付 業	駐 車 場 業	代 理 業	不 動 産 売 買 業	
	不 動 産 貸 付 業	請 負 業	仲 立 業	広 告 業	
	製 造 業	印 刷 業	問 屋 業	興 信 所 業	
	電 気 供 給 業	出 版 業	両 替 業	案 内 業	
	土 石 採 取 業	写 真 業	演 劇 興 行 業	冠 婚 葬 祭 業	
	電 気 通 信 事 業	席 貸 業	公衆浴場業のうちサウナなど		
	運 送 業	旅 館 業			
第二種事業（3業種）	畜 産 業	水 産 業	薪 炭 製 造 業		4 %
第三種事業(30業種)	医 業	公 証 人 業	設 計 監 督 者 業	公衆浴場業のうち銭湯	5 %
	歯 科 医 業	弁 理 士 業	不 動 産 鑑 定 業	歯 科 衛 生 士 業	
	薬 剤 師 業	税 理 士 業	デ ザ イン 業	歯 科 技 工 士 業	
	獣 医 業	公 認 会 計 士 業	諸 芸 師 匠 業	測 量 士 業	
	弁 護 士 業	計 理 士 業	理 容 業	土 地 家 屋 調 査 士 業	
	司 法 書 士 業	社 会 保 険 労 務 士 業	美 容 業	海 事 代 理 士 業	
	行 政 書 士 業	コ ン サ ル タ ン ト 業	ク リ ー ニ ン グ 業	印 刷 製 版 業	
	あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の 医業に類する事業(カイロプラクティック等を含む)				装 蹄 師 業



茨城県

Ⅲ 申告

次の方は、毎年3月15日までに、前年中の事業の所得などを記入した個人事業税申告書を県税事務所に提出することになります。

ただし、**所得税や住民税の申告をした方は、個人事業税申告書の提出は不要ですが**、その際、それぞれの申告書の「事業税に関する事項」の欄に必要事項を記載してください。

- 総収入金額から必要経費を差し引いた後の所得金額が、事業主控除額（290万円）を超える方
- 繰越控除等の各種控除を受けようとする方

※ 個人事業税は、原則として所得税や住民税の申告内容を基に課税されますので、申告をする際には、**「職業」欄にも必ず記入し、青色申告決算書又は収支内訳書についても正確な記入をお願いします。**

Ⅳ 納税

- 1 納付方法
- 県税事務所からお送りする納税通知書により金融機関、地方税統一QRコードによるお支払い（クレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォン決済等）、コンビニエンスストア、または県税事務所の窓口で納めます。
- 2 納期
- 原則として2回（第1期と第2期）に分けて納めます。
- 第1期 8月21日～8月31日 第2期 11月21日～11月30日**
- ※ これと異なる納期で納めていただく場合があります。
- なお、税額が1万円以下の場合には、1回（第1期）に全額を納めます。
- また、上記納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合は、その翌日が納期限となります。
- 3 個人事業税は、所得税の確定申告の際に租税公課として必要経費に算入できます。

Ⅴ 不動産貸付業・駐車場業

次の表に左欄に掲げる「種類・用途等」に応じ、それぞれ右欄に定める「貸付不動産の規模等」を満たす場合に課税対象となります。

【不動産貸付業・駐車場業の認定基準】

種類・用途等				貸付用不動産の規模等		
不動産貸付業	建物	住宅	①一戸建以外 （アパート・貸間）	10 区画（室）以上	左の基準未達であるが 建物の貸付延床面積の 合計が650平方メートル以上で、 かつ、その建物の貸付けに係る年間 家賃収入が1,000万円以上であるもの	
			②一戸建	10 棟以上		
		住宅以外の建物 （事務所・店舗・工場等）	③一戸建以外	10 区画（室）以上		
			④一戸建	5 棟以上		
	土地	⑤住宅用		貸付契約件数が 10 件以上または貸付総面積が 2,000㎡以上		
		⑥住宅用以外		貸付契約件数が 10 件以上		
	⑦上記の異なる種類の不動産をあわせた貸付け （上記のいずれかの基準を満たす場合は除く）				室数、棟数または貸付契約件数の合計が 10 件以上 （住宅以外の一戸建の建物（④）は棟数に 2 をかけた数）	
	⑧競技場、遊戯場、集会場等の貸付けを含む 不動産の貸付け				室数及び棟数にかかわらず不動産貸付業と認定	
	駐車場業	⑨建築物又は地下式、リフト式等の立体的な設備を有する駐 車場の貸付け			駐車台数にかかわらず駐車場業と認定	
⑩上記以外の貸付け			駐車可能台数が 10 台以上			

※ 他人に貸付ける目的で所有している空室または空家については、認定基準の室数または棟数に含めて算定されます。

Ⅵ 税額の計算方法

税務署等に提出された確定申告等の所得金額（前年の1月1日から12月31日までの事業所得及び不動産所得）を基に計算されます。

税額

=

事業所得及び不動産所得

+

青色申告特別控除の金額

－

被災損失の繰越控除額
譲渡損失の控除額
損失の繰越控除額

－

事業主控除額

×

税率

1 事業所得及び不動産所得

① 事業の総収入金額から必要経費（所得税の事業専従者控除額を含みます。）を差し引いた金額です。

② 所得金額の計算は、原則として、所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じです。

2 青色申告特別控除の金額

所得税の青色申告特別控除の適用はありません。事業所得・不動産所得は、青色申告特別控除額が差し引かれているため、加算する必要があります。

3 被災損失の繰越控除額

災害によって事業用資産に生じた損失（損害）を翌年以降3年間控除できます。

4 譲渡損失の控除額

事業に使っていた機械や車両などを譲渡したために生じた損失を控除できます。

なお、青色申告者のみ翌年以降3年間控除できます。

5 損失の繰越控除額

青色申告者のみ事業によって生じた損失（赤字）を翌年以降3年間控除できます。

6 事業主控除額

290万円ですが、事業を年の途中で開業又は廃業した場合は月割計算します。

（ 例 6 か月 → 145万円 ）

7 税率

「Ⅱ 納税義務者」の欄をご覧ください。

Ⅶ 減免について

下記の対象者について、一定の要件を満たす場合、減免を行っております。

減免対象者	被生活扶助者
	身体障害者等
	寡婦
	老年者
	事業用資産について災害により損害を受けた者
	住宅又は家財について災害により損害を受けた者

- 身体障害者等・寡婦・老年者のいずれかに該当する場合は、事業所得が310万円（限度額）以下の場合に限ります。
- ただし、年度途中に開業又は廃業した場合は、事業所得が310万円（限度額）を月割りした額以下の場合に限ります。
- 事業用資産について損害を受けた場合は、事業所得が1,000万円以下の場合に限ります。

※ その他ご不明な点等については、最寄りの県税事務所にお問合せいただくか、または、茨城県総務部税務課のホームページをご覧ください。